

特別重点調査(試行)による判定基準

「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査運用基準(試行)」第7条に基づく、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判定する基準は下記のとおり。

番号	区分	枝番号	判定基準
1	提出資料等について ※注1	(1)	資料の全部または一部が期限までに提出されない場合
		(2)	記載された事項に誤りがある場合
		(3)	記載すべき事項が欠けている場合
		(4)	資料等に代表者の押印が無い場合
		(5)	資料等の各様式間に整合性がとれていない場合
		(6)	他の入札参加者の様式等をコピーして提出した場合
2	入札価格について	(1)	算出根拠が明確でない場合
		(2)	労務単価について、法定最低賃金を下回っている場合
		(3)	内訳書等記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
		(4)	下請見積額を下回る積算額が計上されている場合
		(5)	下請見積額等の工事内容が不明確な場合
		(6)	資材(機材)購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合
		(7)	人件費、保険料など必要な経費が計上されていない場合
3	設計仕様等について	(1)	発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量を満足していない場合
		(2)	発注者が示した設計図書及び設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
		(3)	発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した工法・施工条件等を満足していない場合
4	建設副産物の処理について	(1)	建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合
		(2)	建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書に合致していない場合
5	聴取り調査について	(1)	聴取り調査に応じない場合
		(2)	提出した資料等と聴取り調査の内容において整合性がとれていない場合
6	特別重点調査の辞退について	(1)	特別重点調査に係る聴取り調査のための資料等の提出辞退届を提出した場合
7	その他	(1)	その他適正な工事の履行がなされないと認められる場合

※注1. 提出資料等については、誤字等の軽微な誤りは除く。